

千葉県鴨川市で飲食店を経営していた申立人の風評被害による逸失利益について、同店では地元でとれた地魚にこだわり料理を提供していたこと等の事情を踏まえ、平成27年8月分から平成28年2月分まで影響割合を5割として損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | | |
|---|------|-------------------------|------------|
| 1 | 損害項目 | 営業損害 | 金116万2420円 |
| | 損害期間 | 平成27年8月1日から平成28年2月29日まで | |
| 2 | 損害項目 | 本申立に係る弁護士費用 | 金3万4873円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の各損害項目及び各損害期間についての和解金として、合計金119万7293円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月16日